

令和9年度
さぬき市立幼稚園預かり保育の利用について



※ 長尾聖母幼稚園については、施設にお問い合わせください。

時間・料金

	預かり保育時間	預かり保育利用料※
平日	午前7時30分から教育時間開始まで	100円
	教育時間終了後から午後6時30分まで	300円
休日	午前7時30分から午前8時30分まで	100円
	午前8時30分から午後6時30分まで	600円

- ◆ 同一世帯から複数人利用する場合は、第2子は半額、第3子以降は全額免除となります。
- ◆ 上記の料金以外に、園が共同購入するおやつ代の実費が必要な場合があります。

※「保育の必要性の認定」を受けることができる場合は、利用料が無償となります。
詳細については、右ページを確認してください。該当の方は、下記の手続きをお願いします。
また、認定に必要な証明書類の精査を行い、勤務時間等に応じて早めのお迎えをお願いすることがあります。家庭でゆっくり過ごす時間があることで、子どもたちの心の安定が図れますので、ご協力をお願いします。

申込み先・必要書類

- (1) 申込先 お子様が在籍（入園）する幼稚園
- (2) 必要な書類

利用方法	必要書類
有料で預かり保育を利用する場合	幼稚園預かり保育利用申請書
「保育の必要性の認定」を受けて 利用する場合	幼稚園預かり保育利用申請書
	施設等利用給付認定申請書兼現況届
	各種証明書類 ※

※各種証明書類の注意事項

- ① 必要な証明書の種類は右ページを確認してください。
- ② 希望幼児の保護者（父母）の証明書が必要です。



申込受付期間

必ず利用開始月の前月25日（休日の場合は直前の平日）までにお申し込みください。

申込期限を過ぎると、利用料が発生するなど、ご希望に沿った認定や預かりができなくなります。
預かり保育の利用について、申込・変更することが分かり次第、速やかに幼稚園にご相談ください。

その他

- (1) 長期休業日は、給食がありませんので、昼食をご持参ください。
- (2) 申込後に、家庭の状況・勤務先等に変更が生じた場合は、速やかに園長に申し出てください。

保育の必要性の認定と認定を受けるために必要な証明書

「保育の必要性の認定」を受けることができる世帯は預かり保育料が無償となります。

保育を必要とする事由	内容・詳細	必要書類
就労	仕事をするのが日常である場合 ※ <u>月64時間以上勤務</u> していること。	▶ 就労証明書 ※自営業主の方は、確定申告書(写)を添付 ※内定の場合は、勤務開始前に「就労内定証明書」を提出
妊娠・出産 (産前・産後)	出産前後である場合 ※ <u>出産予定日の8週間前の日から</u> <u>出産後8週間を経過する日まで</u>	▶ 病気・介護(看護)・出産・就学申立書 ▶ 母子健康手帳(写) (表紙と出産予定日がわかる面)
疾病・障害	病気、負傷、心身障害等の場合 ※ <u>疾病の場合は、治癒までの期間</u>	▶ 病気・介護(看護)・出産・就学申立書 ▶ 診断書(写)または障害者手帳(写)
介護・看護	同居または長期入院等している親族の介護や看護をしている場合	▶ 病気・介護(看護)・出産・就学申立書 ▶ 診断書(写)、障害者手帳(写)または介護保険被保険者証(写)
就学	就学または就労に必要な資格・技能習得のため、通学している場合 (職業訓練校等を含む。) ※ <u>月64時間以上就学</u> していること。	▶ 病気・介護(看護)・出産・就学申立書 ▶ 在学証明書
求職活動	求職活動・起業準備の場合 ※ <u>3か月以内に就労しない場合は、求職活動期間中の利用料は無償化の対象外</u>	▶ 求職活動申立書
虐待・DV	虐待・DV等からの避難の場合	▶ 事実を証明できる書類
育児休業	育児休業取得前から預かり保育を利用して いる子どもがおり、継続して利用する場合 ※ <u>育児休業対象子どもが1歳の誕生日を迎える日まで</u> 。 ※ <u>育児休業取得前の職場に復帰しない場合(退職・転職)は、育児休業期間中の利用料は無償化の対象外</u>	▶ 就労証明書 (育児休業の取得期間と復職(予定)年月日が記載されたもの) ※預かり保育利用開始後に育児休業に入る場合は、出産後「育児休業証明書」を提出
災害復旧	震災・風水害等の災害復旧の場合 ※ <u>復旧までの期間</u>	▶ 災害証明書



注意 (令和9年4月1日～)

求職活動や育児休業で認定されている方については、早朝預かり保育(午前7時30分から午前8時30分まで)の利用認定はできませんので、利用される場合は有料となります。また、お迎えは午後4時30分までをお願いします。

備考

- (1) 兄弟姉妹の保育施設等と同時に提出する場合、添付の証明書等は、写しでもかまいません。
- (2) 証明書の証明日は、前年度3月までの申込みの場合は、前年9月1日までの日付のものを、それ以外の場合は、利用する月の3か月以内の日付のものを提出してください。

問合せ先 幼保こども園課 電話 0879-26-9906